

奨学金等一覧(2019年度) 参考

	奨学金等名称	対象	金額	備考
給付	聖園女学院高等学校・聖園女学院中学校奨学金	(対象者) 本校生徒のうち次に該当する場合 ・不慮の環境の変化により、生活困窮に陥った保護者の生徒<*1> ・本校が実施する1ヶ月を超える海外留学に参加する生徒<*2>		
子貸付・給無付利	あしなが高等学校奨学金	(給付額) <*1>対象者は授業料・維持費相当額的全額 ※不慮の環境変化以前の未納分は対象外 ※本校の中学3年生に在籍する生徒が、本校の高校1年生として入学する場合は、入学金、施設設備費、冷暖房費、生徒会費を給付額に含むことができる <*2>対象者は委員会で決定した額 ※一人当たり授業料および維持費の相当額を上限とする	50,000円(うち貸与30,000円・給付20,000円)/月 進学仕度一時金制度:貸与400,000円 私立高校入学一時金:貸与300,000円	保護者が病氣や災害、自死などにより死亡または著しい障害を負っている場合
(無利子)	神奈川県高等学校奨学金	高校	新1年生:10,000円、20,000円、30,000円または40,000円/月 2年生以上:10,000円、20,000円または30,000円/月 ※2年生以上で、30,000円では学費が不足する場合、月額に10,000円の加算をする制度があります。	神奈川県内に在籍かつ在学しており、保護者の年収の合計が800万円未満程度である場合
	交通遺児育英会奨学金		奨学金:20,000円、30,000円または40,000円/月 入学一時金(1回のみ):200,000円、400,000円または600,000円	保護者等が道路における交通事故により死亡または著しい後遺障害で働けない場合
	生活福祉資金 ※一部有利子		教育支援資金:原則35,000円以内/月 就学支度金(入学時のみ1回限り):500,000円以内	金融機関や他制度等からの借入が困難な低所得世帯等
	母子父子寡婦福祉資金 ※一部有利子		修学資金:原則30,000円以内/月 就学支度資金(入学時のみ):410,000円以内	母子家庭または父子家庭もしくは寡婦
(有利子)	教育一般貸付(国の教育ローン)		入学金、学校納付金などの入学費用や、授業料、通学費などの在学費用を融資 原則3,500,000円以内/子ども1人	お申込みいただく方の世帯で扶養しているお子さまの人数によって、世帯年収(所得)の上限額が異なります。
	その他市町村の奨学金制度	お住まいの市町村へお問い合わせください		

学費支援制度(2019年度) 参考

項目 所得区分	基準税額(年額)		補助額(年額)		②学費補助金 【神奈川県内在住かつ在学の方対象】 <入学金補助: 高校1年生(1回)のみ>	神奈川県高校生等奨学給付金 【神奈川県内在住かつ在学の方対象】 ※2019年7月1日現在、保護者等が神奈川県内に在籍しており、生活保護(生業扶助)を受けている世帯 または 保護者全員の2019年度の県民税・市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)である世帯対象		
	県民税・市町村民税所得割額の合算額(父母の合計額) *均等割額は含みません 年収はあくまでも目安です。	年収の目安	①高等学校等就学支援金 <授業料補助>	②学費補助金【神奈川県内在住かつ在学の方対象】 <授業料補助>				
区分1	生活保護世帯(2019年1月1日時点)	—			100,000円(上限額)※	生活保護(生業扶助)受給世帯	52,600円	
区分2	0円(非課税)	約250万円未満	297,000円	147,000円		県民税・市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)である世帯:	中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいる場合	138,000円
区分3	85,500円未満	約350万円未満	237,600円	206,400円		中学生を除く15歳以上23歳未満の扶養している兄弟姉妹がいない場合	98,500円	
区分4	257,500円未満	約590万円未満	178,200円	265,800円		対象外		
区分5	378,500円未満	約750万円未満		74,400円				
区分6	507,000円未満	約910万円未満	118,800円	対象外		対象外		

※「上限額」:学校への納付額が補助額を下回る場合、納付額が上限額となります。

その他の制度

制度名称	対象	金額	備考
緊急支援補助金	高校	授業料補助額(年額) 178,200円から297,000円 ※ただし、上記の金額から高等学校等就学支援金受給額を控除した金額が支給額となります。	生徒・保護者ともに神奈川県内在住で、2018年4月1日から2019年12月31日の間に家計急変事由(主たる生計維持者の解雇等)が発生し、2019年の年間所得が2018年の年間所得より減少し、2019年の年間所得が基準額未満である場合 ※神奈川県内の学費補助金との併用はできません。また、同じ事由で2回申請することはできません。
学び直し支援金		高等学校等就学支援金と同額	高等学校等を中途退学し、再び高等学校等に入学された場合

<中学生>

制度名称	対象	金額	備考
緊急支援補助金	中学校	授業料補助額(年額) 90,000円から168,000円	生徒・保護者ともに神奈川県内在住で、2018年4月1日から2019年12月31日の間に家計急変事由(主たる生計維持者の解雇等)が発生し、2019年の年間所得が2018年の年間所得より減少し、2019年の年間所得が基準額未満である場合 ※同じ事由で2回申請することはできません。

*上記以外に昨年度は「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業」がありましたが、詳細等は未定です。

このページに記載の内容は変更されることがあります。変更を確認される場合および詳細を知りたい場合は「神奈川県 学費支援」を検索してください。